

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社あらたと称し、英文ではARATA CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 化粧品・石鹼・洗剤・染料および香料・歯磨・装身具・衣料用雑貨・貴金属・紙文具・スポーツ用品および玩具・医薬品、医薬部外品および医療用機材器具、健康機器・保健衛生用品および雑貨・衣料用および医療用繊維製品・紙および紙製品・タオル、シーツその他の繊維製品・家具・寝具・室内装飾繊維製品・鞆・袋物・洋ろうそく・傘・酒類、罐詰、壺詰およびその他の食品、サプリメント品、飲料・医療機械および理化学機械・医療衛生用品・医療用消耗品・化学工業薬品・毒物劇物・農薬・防虫剤・防疫用薬剤・度量衡器および計量器・家庭用電気製品、食器、陶磁器製品、什器および釣具・書籍および文具・介護用品、服飾品、履物用品、眼鏡用品および育児用品・刃物、カミソリ、カメラおよびフィルム・電池・包装資材・書画、骨董および美術品・テレホンカード・荒物・その他日用雑貨品の物品およびその原料の製造、加工ならびに販売、委託販売
2. 各種畜犬および愛玩動物の繁殖・仕入および販売
3. ドックフード等飼料および犬具等用具の製造および販売
4. 園芸肥料および園芸用品の販売
5. ペット用医薬品の販売
6. ペットショップのフランチャイズシステムの研究開発およびフランチャイズ加盟店の募集業務
7. 動物の診療施設の経営
8. 前各号に附帯する一切の業務および貿易事業
9. 薬局、スーパーマーケットおよび飲食店の経営
10. 有価証券の投資および運用、債券の買取り
11. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務ならびに旅行代理業
12. 総合リース業
13. 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
14. 倉庫業および倉庫賃貸業
15. 物品の自動仕分けシステム機械の研究・開発・製造ならびに販売
16. コンピューターハードウェアおよび通信機器の販売
17. コンピューターソフトウェアの開発・販売・管理
18. 物流関連情報の収集・処理・販売および運営管理
19. 物流センターの管理運営および一般貨物自動車運送事業

20. 利用運送事業、引越の請負および陸上運送業、海上運送業、航空運送業、貨物運送業取扱業ならびにそれらの代理業
21. 書籍・印刷物の企画製作・出版および販売
22. リテール・マーチャンダイジング・サービス（小売業の販売店頭支援）業務の受託
23. リテール・マーチャンダイジング・サービスに関する教育および訓練の受託
24. セミナーならびに講演会の実施
25. 各種情報処理サービス業務および情報提供サービス
26. 商品陳列器具および陳列補助具ならびに広告物の開発および販売業務
27. セールス・プロモーション企画ならびに運營業務
28. 広告代理店業務
29. 流通業に対するコンサルティング業務
30. 流通業に関する研究ならびに印刷物の出版および販売業務
31. 流通業に対する商品流通システムに関する技術援助ならびに指導および投資に関する事業
32. 労働者派遣業務
33. 再生可能エネルギー等による発電事業および管理・運営ならびに電気の供給・販売
34. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

（単元株式数）

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利）

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
4. その他法務省令で定める権利

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取り扱い、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集地)

第12条 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

(株主総会の決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事

業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役の責任免除)

- 第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計とする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
  - 3 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から必要に応じて取締役会長、取締役副会長およびその他の役付取締役を定めることができる。

(執行役員および役付執行役員)

- 第24条 取締役会は、その決議により、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ指名された取締役が招集し、議長となる。
- 議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して、発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 34 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し、発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 39 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 43 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）

をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 46 条 配当金が、支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、第 19 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第 19 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項の定めるところによる。

以上

2003 年 6 月 27 日改訂  
2004 年 6 月 29 日改訂  
2005 年 6 月 29 日改訂  
2006 年 6 月 29 日改訂  
2009 年 6 月 26 日改訂  
2010 年 1 月 6 日改訂  
2010 年 6 月 28 日改訂  
2013 年 6 月 28 日改訂  
2014 年 6 月 27 日改訂  
2015 年 6 月 26 日改訂  
2015 年 8 月 1 日改訂  
2016 年 6 月 27 日改訂  
2017 年 6 月 28 日改訂  
2019 年 6 月 26 日改訂  
2020 年 6 月 25 日改訂  
2021 年 6 月 24 日改訂  
2022 年 6 月 27 日改訂  
2023 年 3 月 2 日改訂